



PRI Discussion Paper Series (No.20A-08)

所得税における課税ベースの変動の要因分解

信州大学社会基盤研究所准教授／財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

大野 太郎

財務省財務総合政策研究所研究員

坂巻 潤平

東京大学大学院農学生命科学研究科准教授／財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

小嶋 大造

2020年6月

本論文の内容は全て執筆者の個人的見解であり、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではありません。

財務省財務総合政策研究所総務研究部

〒100-8940 千代田区霞が関3-1-1

TEL 03-3581-4111 (内線 5489)

所得税における課税ベースの変動の要因分解*

大野 太郎**

坂巻 潤平***

小嶋 大造****

概要

日本の所得税が抱えている課題の一つとして、手厚い所得控除による課税ベースの狭さが指摘されているが、課税ベースの動向は制度変更のみならず、所得分布や人口構成の変化などからも影響を受ける。本稿では『全国消費実態調査』（1994～2014年）の個票データを用いて、20年間における所得控除の実態と世帯分布の動向を明らかにしたのち、課税ベースの変動について要因分解を通じて各要因の寄与を考察する。また、マイクロ・シミュレーション分析を通じて、近年の税制改正が課税ベースに及ぼす効果についても評価する。

長期的視点からは主に低所得化や高齢化による影響から課税ベースの侵食を受ける一方、そうした圧力に対して制度変更の寄与は限定的であった。これは控除制度の拡大期と縮小期双方が含まれることも影響している。短期的視点でみれば制度変更は一定の影響を与え、特に2000年代は所得控除の縮小から課税ベースの拡大が進められたが、結局はその効果も所得分布や人口構成などの変化による影響で相殺されてきた。

低所得化や高齢化といった変化が継続的に影響を与える中、所得税制は財源調達機能や所得再分配機能の回復に向けて、課税ベースのあり方を含め、これまでよりも大きな効果が期待できる抜本的な改革が求められる。

JEL 区分 : C15, H24

キーワード : 所得税, 所得控除, 課税ベース, 全国消費実態調査

* 本研究の一部は、科学研究費助成事業（基盤研究（C）（一般）18K01647）からの助成を受けており、また総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を利用している。関係者各位に厚く御礼を申し上げる。本稿の作成にあたっては飯星博邦氏（東京都立大学）、加藤久和氏（明治大学）、中東雅樹氏（新潟大学）、西山慎一氏（京都大学）から貴重なコメントを頂いた。ここに記して感謝申し上げたい。なお、本稿の内容は全て筆者らの個人的見解であり、著者らが所属する機関の公式見解を示すものではない。

** 信州大学社会基盤研究所准教授／財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

*** 財務省財務総合政策研究所研究員

**** 東京大学大学院農学生命科学研究科准教授／財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

1. はじめに

日本では近年、社会保障制度の維持には家計の税負担の見直しが必須であると考えられる中、基幹税である所得税の再検討も求められている。こうした中、日本の所得税が抱えている課題の一つとして、手厚い所得控除により課税ベースが大きく侵食されていることが指摘されており、このことは所得税における財源調達能力ばかりでなく、所得再分配機能の低下にもつながる。所得税は直接税としての性質、すなわち納税者の個別的事情を考慮できるといった特徴を有するが、所得控除はそれを実現する上で重要な役割を果たしており、こうした所得控除を通じた担税力の調整は再分配機能を発揮する上で欠かせない。他方、所得控除の負担軽減効果という点から捉えるとき、減税の恩恵は低所得者よりも高所得者の方が大きいと、所得控除を多用することは再分配機能を低下させる面もある。

海外においても租税支出 (Tax expenditure) の研究が盛んである (Burman et al.2008; Poterba2011; Altshuler et al.2011; Albarea et al.2015; Avram 2018; Burman et al.2017)。租税支出とは「所得控除 (Deductions)、課税除外 (Exclusions)、税額控除 (Credits)、軽減税率 (Favorable Rates) などの租税特別措置であり、特定の活動や産業、納税者層に減税の恩恵を与えるもの」 (Burman et al.2017, p.109) とされ、租税支出の対象は幅広い。これに対して日本では、所得税が主に所得控除を多用する仕組みとなっていることもあり、所得控除の大きさを計測する取り組みが多い (森信・前川 2001; 上村 2008; 望月ほか 2010; 上村・足立 2015)。こうした一連の研究の中で、日本は諸外国と比較しても手厚い所得控除によって課税ベースが狭いことが確認されている (Nakamoto 2014)。また、所得控除の大きさは収入・世帯属性などの要素によって納税者ごとに異なり、低所得層や高齢層ほど相対的に課税所得比率が小さいことが確認されている (田近・八塩 2006a, 2006b, 2008, 2010)。

これらの結果から、日本全体で見た課税所得比率の動向は所得分布の変化や高齢化といった人口構成の変化からも影響を受けることが分かる。Tanaka and Shikata(2019)が指摘するように、近年、日本の所得分布は全体的に低所得層に移動しつつある。こうした低所得化は課税所得比率が低い世帯の割合を上昇させ、ここではこれを「(1)所得分布要因」と呼ぶ。また、所得税制の中で、高齢世帯は公的年金等控除や老年者控除 (ただし、2005年より廃止) が適用される。図1のパネル(a)は給与所得控除と公的年金等控除の大きさを示している。どちらも収入に応じて控除額が増加するが、基本的には公的年金等控除の方が給与所得控除よりも控除額が大きい。このことはたとえ収入が同水準であっても、給与収入か年金収入かといった所得源泉の違いで控除額が異なることを意味する。このように所得控除制度は高齢世帯に対して相対的に寛大であるため、高齢化もまた課税所得比率が低い世帯の割合を上昇させ、ここではこれを「(2)年齢構成要因」と呼ぶ。このほか、低所得層や高齢層を含む (収入階層別・年齢階層別の) 各層の課税所得比率それ自体も変化する。一つの理由は税制改正による所得控除制度の変更による影響であり、ここではこれを「(3) 制度変更要因」と呼ぶ。もう一つの理由は収入や家族構成の変化などによる影響であり、ここではこれを「(4) その他控除比率要因」と呼ぶ。

このように、所得税における課税ベースの動向を捉えるにあたっては所得分布や人口構成などの変化による影響も考慮する必要があるが、先行研究においてもこうした問題意識がなかったわけではない。例えば、Yashio and Hachisuka(2014)は2000年から2009年の期間において、高齢化の進行が所得税の課税ベース縮小にどの程度寄与したのかについて考察している。また、Matsuda et al.(2014)は社会保障給付の将来推計を踏まえ、高齢化に伴う社会保険料控除の拡大から将来の所得税の課税ベースがどの程度縮小するかについて考察している。すなわち、所得控除に関する分析者の間でも、こうした制度外の環境変化が課税ベースに及ぼす影響について一定の関心を持たれていることが分かる。

他方、これまでの先行研究においては、課税ベースの変動に影響を与える要因として上記(1)~(4)の全てが取り入れられているわけではない。課税ベースの変動は制度変更による影響と、低所得化や高齢化による影響のどちらが大きいのか？あるいは、低所得化や高齢化による課税ベースの縮小に対して、制度変更は課税ベースの維持にどの程度寄与しているのか？こうした点を検討するには、上記(1)~(4)の全ての要因を分析に取り入れる必要がある。

以上を踏まえ、本稿では『全国消費実態調査』のマイクロ・データ(1994、1999、2004、2009、2014年)を用い、ここ20年間における世帯分布の動向と所得控除の実態を明らかにするとともに、所得税における課税ベースの変動について要因分解を通じて各要因の寄与を考察する¹。このとき、所得分布要因や年齢構成要因を捉えるにあたっては、所得分布や年齢分布の動向を考慮するため、マイクロ・データ(調査票情報)の活用が欠かせない。また、制度変更要因とその他控除比率要因を捉えるにあたって、ここでは調査票に記載された世帯の収入や属性に現実の制度を当てはめて控除額を推計するマイクロ・シミュレーションの手法を活用し、各層における課税ベースの変動から制度変更による寄与を抽出する。このほか、日本では2014年以降も税制改正が広範囲に渡り実施されており、最新の2020年には「働き方改革」の後押しや、世代内または世代間の公平性を確保する観点から大幅な税制改正が実施される。そこで、本研究では2014年から2020年までの税制改正の影響についても評価を行う。

本稿の構成は以下のとおりである。まず2節では、1994年以降における所得控除制度の変遷について確認する。3節では使用するデータ、および所得控除額や所得税負担額の推計手法について説明する。4節では所得控除および所得分布の動向を把握し、5節では課税ベース変動について要因分解を通じて各要因の寄与を定量的に考察する。また、ここでは2014年から2020年までの税制改正の影響についても考察する。最後に6節で結論とインプリケーションについて述べる。

<図1挿入>

¹ 『全国消費実態調査』のマイクロ・データを用いて日本の税制・社会保障制度の分析を行った研究としては田中・四方(2012)、田中ほか(2013)、北村・宮崎(2013)、Miyazaki and Kitamura(2014)、Ohno and Kodama(2017)、Ohno et al(2018)、金田(2018)、Miyazaki et al.(2019)、Tanaka and Shikata(2019)、松本ほか(2020)がある。

2. 所得控除制度の変遷

ここでは日本の所得控除制度について、1994年から2020年までの変遷を確認する。本稿の考察対象とする所得控除は人的控除を中心とした基礎控除、配偶者控除（配偶者特別控除を含む）、扶養控除、社会保険料控除、給与所得控除、公的年金等控除および老年者控除の7つである。表1はこれらの控除制度の変遷を示している。

基礎控除に関して、1994年までは一律35万円であったが、1995年からは一律38万円へ引き上げた。さらに2020年からは控除額を最大48万円とし、ただし合計所得が2,400万円超となる場合には段階的に控除額が逡減して、合計所得が2,500万円超となる場合は控除額がゼロとなるように変更された。

配偶者控除に関して、1994年までは控除対象配偶者の所得要件を35万円以下とし、控除額は一般で35万円、70歳以上で45万円であった。1995年からは所得要件および各種の控除額を3万円ずつ引き上げて控除が拡大された。2018年からは所得要件を据え置き、控除額も最大38万円のままであるが、合計所得が1,000万円超となる場合は控除額がゼロとなるように変更された。2020年からは控除対象配偶者の所得要件を拡大して48万円へ引き上げ、ただし控除額は据え置いている。一方、配偶者特別控除に関して、2003年までは配偶者控除の控除対象配偶者にも上乗せ適用があり、最高38万円の控除額を受けることができた。これに対して、2004年からは控除対象配偶者の上乗せ適用を廃止した。2018年からは控除対象配偶者の所得要件が最大76万円から123万円へ、さらに2020年からは133万円へ拡大された。

扶養控除に関して、1994年までは控除対象扶養親族の所得要件を35万円以下とし、控除額は一般で35万円、特定扶養親族（年齢16歳以上23歳未満）で50万円、老人扶養親族（年齢70歳以上）で45万円、また老人扶養親族のうちで同居している場合で55万円であった。1995年からは所得要件および各種の控除額を3万円ずつ引き上げ、扶養控除の対象範囲と控除額が拡大された。1998年からは特定扶養親族のみ控除額を58万円へ引き上げ、さらに1999年からは年少扶養親族（年齢16歳未満）の控除額を38万円から48万円へ引き上げ、特定扶養親族の控除額を58万円から63万円へ引き上げた。ただし、その後2000年からは年少扶養親族の控除額を48万円から38万円へ引き下げ、一般と同じ扱いとされた。また、当時の民主党政権下において、2010年から16歳未満の子供を扶養する保護者等へ金銭手当を支給する「子ども手当」が導入され、それに伴って2011年からは16歳未満については扶養控除の対象に含まれず、また16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族については控除額を63万円から38万円へ引き下げ、一般と同じ扱いとされた。2020年からは控除額は据え置きつつ、控除対象扶養親族の所得要件を38万円から48万円まで引き上げ、扶養控除の対象範囲が拡大された。

給与所得控除に関して、ブラケットごとに定率控除を適用している。2013年からは控除額の上限が適用され、給与収入1,500万円超で控除額が頭打ちとなった（控除額245万円）。

その後は上限がさらに引き下げられ、2016年からは給与収入1,200万円超（控除額230万円）、2017年からは給与収入1,000万円超（控除額220万円）、2020年からは給与収入850万円超（控除額195万円）で控除額が頭打ちとなった。また、2020年からは基礎控除の控除額を増額する代わりに給与所得控除の控除額は減額された。こうした変更により高所得層に対しては課税ベースの拡大を図り、控除による減税効果を抑制した。

公的年金等控除に関しては、定額控除とブラケットごとの定率控除といった2つを組み合わせで控除額が設定されている。2004年までは最低控除額が65歳以上で140万円、65歳未満で70万円であった。2005年からは最低控除額が65歳以上で120万円、65歳未満で70万円となり、控除額に関する65歳以上と65歳未満の格差が緩和された。2020年からは基礎控除の控除額を増額する代わりに公的年金等控除の控除額は減額される。図1のパネル(b)は2020年における公的年金等控除の構造を示している。この図が示すように、公的年金等以外の所得水準によって公的年金等控除の減額幅が異なる。このほか、年金収入1000万円超（控除額195.5万円）で控除額が頭打ちとなった。給与所得控除と同様に、こうした制度変更により高所得層に対しては課税ベースの拡大を図り、控除による減税効果を抑制した。

老年者控除に関して、2004年までは適用要件を65歳以上で所得1,000万円以下とし、控除額は50万円であった。しかし、この制度は2005年からは廃止されている。

<表1挿入>

3. データおよび所得と税額の推計方法

3.1 使用データ

データは『全国消費実態調査』（1994～2014年調査）の個票データ（調査票情報）を使用する。この調査は5年おきに実施され、調査時期は9月から11月、調査対象は約57,000世帯である。各世帯員について調査開始時点の属性（続柄、年齢、性別、就業状況等）や過去1年間の収入、また各世帯について調査時期の貯蓄残高などを調査している。本稿では各世帯員の属性および収入の情報に現実の制度を適用し、世帯ごとに年間ベースの社会保険料と所得税の負担額を推計する。所得控除の控除額もこうした一連の作業の中で推計する。なお、ここでは税負担額の推計ができないなどの理由から以下の世帯についてはサンプルから除外する。

- ・年齢・性別が不詳である世帯員がいる世帯
- ・単身赴任世帯
- ・転出者がいる世帯
- ・各種調査項目に関して、空欄、不詳コード・トップコードが付いている世帯

3.2 収入および所得税額の推計方法²

3.2.1 収入の推計方法

利子・配当収入以外の収入については、「年収・貯蓄等調査票」の年間収入を使用する。『全国消費実態調査』の年間収入には10個の内訳項目があり、さらに各内訳項目で「世帯主」「世帯主の配偶者」「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」の年収を調査している。ただし、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」において複数の者がいる世帯では、それぞれの分類に該当する世帯員の収入の合計額しか把握できない。そのため、それらの世帯では以下のように「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」の収入の按分を行う。

「勤め先からの年間収入」「農林漁業収入」「農林漁業以外の事業収入」「公的年金・恩給」「企業年金・個人年金」については、世帯員の性別・年齢によって平均的な収入が異なると考えられる。そのため、まず個人の収入が把握できる世帯主と配偶者の収入から、性別・年齢階層別の平均収入を求める。その上で、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」において複数の者がいる場合は、合算されている収入を先の平均収入の比率に従って世帯員ごとに按分する。

「内職などの年間収入」「家賃・地代の年間収入」「親族などからの仕送り金」「その他の年間収入」については、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」に複数の者がいる場合、世帯員数で頭割りして按分する。ただし、15歳未満の世帯員については按分の対象から除外している。

ただし、「年収・貯蓄等調査票」の内訳項目のうち、利子・配当金については過小性が指摘されている。そこでこうした利子・配当収入については「年収・貯蓄等調査票」の資産残高を利用し、世帯の保有する金融資産残高に市場金利（年利）を乗じることによって推計する。なお、金融資産残高は世帯ベースでのみ把握可能なため、利子・配当収入については世帯ベースで推計する。

3.2.2 所得税負担額の推計方法³

所得税負担額を推計するにあたっては、社会保険料控除で使用する社会保険料の額も推

² 本稿における収入、社会保険料、所得税の推計方法は Ohno et al.(2018)や松本ほか(2020)で採用した手法を採用している。詳細は補論 A を参照のこと。

³ 本稿では、調査票に記載された世帯の所得や属性に現実の制度を当てはめて負担額を推計する。方法論としては、利用可能な変数から社会的な制度などを世帯ごとに適用して新たな変数を仮想的に構築するマイクロ・シミュレーションの手法と同じであり、限られた情報から世帯ごとの税・保険料という個別性の高い変数を推計可能であるが、大きな測定誤差を含む可能性もある。しかし、Ohno et al.(2015)および多田ほか(2016)では『国民生活基礎調査』を用いて、税・保険料の負担額に関する推計手法の妥当性を検証し、推計値が高い精度を持つことを確認している。また、家計の税・保険料負担額を推計するにあたって必要となる変数は『全国消費実態調査』でも利用可能である。Sano et al.(2015) や Tada and Miyoshi(2015) では、『国民生活基礎調査』と『全国消費実態調査』は世帯属性や収入の情報については整合的であることが確認されている。したがって、負担額の推計に係る手法についても『全国消費実態調査』に適用可能であり、また構築される推計値の妥当性は同程度の精度を持つと考えられる。

計する必要がある。本稿では（世帯票で記入された扶養関係ではなく）最高所得者を世帯主と仮定し、またその世帯主と各世帯員の続き柄、年齢、職業、収入に関する状況から税制・社会保険制度上の配偶者・扶養関係を特定する。

社会保険料負担額の推計では、まず各世帯員がどの社会保険制度に加入しているかを特定する必要がある。ここでは公的年金・健康保険・介護保険・雇用保険の各制度について、世帯員ごとに加入制度を推定したのち、現実の保険料計算式を適用して負担額を推計する。

所得税の推計では、世帯の属性や収入の情報に現実の税制を適用して負担額を求める。所得税法では10の所得区分に分類されるが、ここでは『全国消費実態調査』で利用可能である「給与所得」「事業所得」「雑所得」「不動産所得」といった所得を対象として合計所得を計算する。次に、合計所得から各種の所得控除を差し引いて課税所得を計算する。ここで適用する所得控除は基礎控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、老年者控除（2004年まで）、社会保険料控除、給与所得控除、公的年金等控除である。社会保険料控除は先に推計した社会保険料の負担額を使用する⁴。最後に、課税所得に対して所得税の限界税率表を適用することで総合課税分の所得税負担額を推計する。ここでは定率減税（1994年から2006年まで）、復興特別所得税（2013年から）も考慮する。

このほか、所得税負担額には利子配当課税分も含める。先に推計した利子・配当所得の値に現実の税制を適用して、利子配当課税分の所得税負担額を推計する。利子課税については分離課税の下、利子所得に適用税率を適用して負担額を推計する。ここでは老人等の少額貯蓄非課税制度等（2005年まで）も考慮する。また、配当課税については総合課税と分離課税の選択が可能であることから、世帯ごとに負担額がより小さくなる課税方式を適用する。その際、総合課税を選択した場合における配当税額控除についても考慮する。

4. 所得控除の実態と推移

ここでは所得控除の実態と推移を把握するため、所得控除額（平均値）や所得控除比率（所得控除額の総所得に対する割合）について確認する。なお、本稿では所得控除の内訳についても捉えるため、課税ベースではなく、所得控除の大きさに注目する。また、サンプルは世帯単位であり、所得や控除額などの各水準はすべて等価世帯ベースを使用する。

4.1 所得控除額および所得控除比率の推移⁵

所得控除額および所得控除比率の水準とその推移について見ていく。図2は1994～2014年について各控除額の平均値を積み上げ棒グラフで、また等価世帯総所得および所得控除比率を折れ線グラフで示している。図2のパネル(a)は全世帯の場合であるが、所得控除比

⁴ ここでは調査票から得られない情報による控除（障害者控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除など）は考慮していない。

⁵ 本稿では控除額を推計して求めている。このとき、世帯によっては控除額が総所得よりも大きくなり、課税所得がマイナスの値をとるケースもあるが、こうした場合は課税所得をゼロとして扱う。それゆえ、所得控除比率が100%を超えるような世帯は発生しない。

率の水準は 65~73%であり、先行研究と同様に、日本の家計は広く所得控除の恩恵を受けていることが確認できる。この 20 年間の推移に注目すると、所得控除額は 1990 年代後半に増加し、2000 年代以降は減少している。また、所得控除比率は 1990 年後半に上昇した後、2000 年代以降は総所得の低下もあるためほぼ横ばいである。

こうした推移の背景には制度変更のみならず、所得分布や人口構成などの変化による影響がある。まず制度変更の影響として、1990 年代後半においては所得控除制度の拡大が挙げられる。すなわち、この期間は基礎控除、配偶者控除、扶養控除において要件の緩和や控除額の拡大が進んだ。また、2000 年代以降においては所得控除制度の縮小が挙げられる。例えば、2000 年代前半は配偶者特別控除の上乗せ適用が廃止されたことにより配偶者控除が縮小し、2010 年代前半は子ども手当の導入に伴って扶養控除が縮小した。他方、所得分布や人口構成などの変化による影響としては高齢化の進行が挙げられる。すなわち、現役世帯割合の低下と高齢世帯割合の上昇によって、給与所得控除が減少し、公的年金等控除が増加した。また、社会保険料控除には大きな変化は見られないが、こうした理由には保険料率の上昇による増加要因と、現役世帯割合の低下や所得水準の低下による減少要因の双方が作用していると思われる。

さらにサンプルを現役世帯と引退世帯に分けて考察する。図 2 のパネル(b)は現役世帯の場合であるが、この 20 年間の推移に注目すると給与所得控除の減少は確認されず、一世帯当たりで見た給与所得控除の大きさはあまり変化していない。それゆえ、パネル(a)の全世帯において給与所得控除が減少しているのは、高齢化すなわち高齢世帯割合の上昇（現役世帯割合の低下）が影響している。また、図 2 のパネル(c)は高齢世帯の場合であるが、所得控除比率の水準は 80~87%であり、現役世帯よりも大きい。これも先行研究と同様に、高齢世帯の方が現役世帯よりも所得控除の恩恵を大きく受けていることが確認できる。2000 年代後半において公的年金等控除の縮小と老年者控除の廃止によって所得控除が縮小したものの、依然として高齢世帯が相対的に大きく所得控除の恩恵を受けている。

<図 2 挿入>

ここで、制度変更および経済・社会状況の変化が所得税制に及ぼす影響について簡単に確認する。表 2 は所得水準、所得控除比率、所得税負担率の推移を示している。まず、経済・社会状況の変化による影響を除くため、データの年を固定して所得税制度の年だけを変更させて計測を行う。表 2 のパネル(a)はデータの年を 2014 年に固定した場合の計測結果を示している⁶。全世帯で見れば、1990 年代後半は所得控除比率が上昇し課税ベースが縮小して、それに伴い税負担率は低下している。その後、2000 年代以降は所得控除比率が低下し課税ベースが拡大して、税負担率は上昇している。20 年間の長期的変化で捉えると、

⁶ このほか、データの年を 1994 年、1999 年、2004 年、2009 年それぞれに固定した場合についても計測を行った。いずれの場合も定性的には同様の結果が得られた。

所得控除比率がわずかに上昇し、税負担率は低下している。このことは課税ベースが縮小し、税収調達能力が低下したことを示している。また、現役世帯と引退世帯に分けて長期的変化を捉えると、現役世帯では所得控除比率が上昇し、税負担率は低下している。他方、引退世帯では所得控除率が低下し、税負担率は上昇している。

次に、制度変更による影響を除くため、所得税制度の年を固定してデータの年だけを変更させて計測を行う。表 2 のパネル(b)は所得税制度の年を 2014 年に固定した場合の計測結果を示している⁷。全世帯で見れば、この 20 年間で一貫して総所得が減少している。こうした中、所得控除比率が上昇し課税ベースが縮小して、それに伴い税負担率は低下している。このことは所得分布や人口構成などの変化によっても課税ベースが縮小し、税収調達能力が低下したことを示している。なお、税負担率の低下については、多くの世帯が低い適用税率のブラケットに移行することによる影響も含まれる。変化幅で捉えると、パネル(b)で示される経済・社会状況の変化による影響の方が、パネル(a)で示される制度変更による影響よりも大きいことが分かる。また、現役世帯と引退世帯に分けて長期的変化を捉えると、どちらも総世帯の場合と同じ傾向が確認されるが、特に引退世帯の方が現役世帯よりも変化幅が大きい。

<表 2 挿入>

4.2 所得階層別から見た所得控除比率および世帯比率

所得階層別から見た所得控除比率および世帯比率についても確認する。図 3 では所得階層別から見た所得控除比率および世帯比率について 1994 年と 2014 年の比較を行っている。なお、所得階層別の階層数は 10 とし、各階層の閾値は 1994 年の全世帯を対象に等価世帯可処分所得に基づく所得 10 分位から作成している。

図 3 のパネル(a)は現役世帯の場合であるが、1994 年と 2014 年のいずれにおいても所得控除比率は低所得層ほど高い。時点間で比較すると、所得控除比率は低所得層では低下し、高所得層では上昇しており、階層間の差はわずかに縮小している。また、世帯比率について時点間で比較すると、高齢化の影響により第 1 階層を除く各所得階層で世帯比率が低下している。そうした中で各年の分布を見てみると、1994 年は高所得階層ほど世帯比率が高いが、2014 年は低所得階層ほど世帯比率が高くなっている。これらのことから、高齢化の影響により現役世帯比率の低下に加えて、現役世帯において低所得化が進行していることが分かる。

また、図 3 のパネル(b)は高齢世帯の場合であるが、1994 年と 2014 年のいずれにおいても所得控除比率は低所得層ほど高い。時点間で比較すると、所得控除比率はほとんどの所得層で低下しており、こうした背景には公的年金等控除の縮小や老年者控除の廃止による影

⁷ このほか、所得税制度の年を 1994 年、1999 年、2004 年、2009 年それぞれに固定した場合についても計測を行った。いずれの場合も定性的には同様の結果が得られた。

響を受けていると考えられる。また、世帯比率について時点間で比較すると、高齢化の影響により各所得階層で世帯比率が上昇している。そうした中で各年の分布を見てみると、1994年は低所得階層ほど世帯比率が高いが、2014年は低所得階層の世帯比率がさらに高くなっている。これらのことから、高齢化の影響により高齢世帯比率の上昇に加えて、高齢世帯においても低所得化が進行していることが分かる。

このように、日本全体で見た所得控除比率の変動は制度変更のみならず所得分布や人口構成の変化からも影響も受ける。それゆえ次節では、「(1)制度変更要因」「(2)その他控除比率要因」「(3)年齢構成要因」「(4)所得分布要因」といった4つの要素による要因分解を通じて、所得控除比率の変動に関する実態を解明する。

<図3挿入>

5. 所得控除比率の変化の要因分解

5.1 要因分解の方法

はじめに、所得控除比率の変化に関する要因分解について説明する。時点 t における所得控除比率（全世帯平均） A^t とするとき、以下の(1)式が成り立つ。

$$A^t = \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J a_{ij}^t \cdot m_{ij}^t \cdot r_i^t \quad (1)式$$

ここでは、 i は所得階層、 j は年齢階層を表す。そして、 a_{ij}^t は所得階層 i 年齢階層 j における所得控除比率、 m_{ij}^t は所得階層 i における年齢階層 j の年齢構成比率（＝所得階層 i 年齢階層 j の世帯数／所得階層 i の世帯数）、 r_i^t は所得階層 i の世帯比率（＝所得階層 i の世帯数／全世帯数）を表す。したがって、(1)式は所得控除比率（全世帯平均） A^t が各層の「所得控除比率」「年齢構成比率」「世帯比率」の3要素で構成されることを示している。

所得控除比率（全世帯平均） A の時点間比較は以下のように表すことができる。なお、ここでは基準年を0とし、比較年を1として表現する。

$$\Delta A = A^1 - A^0 \quad (2)式$$

(2)式に(1)式の関係を含めてから変形すると、以下の(3)式が成り立つ。

$$\begin{aligned}
\Delta A &= \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J (a_{ij}^1 - a_{ij}^0) \cdot \frac{m_{ij}^1 \cdot r_i^1 + m_{ij}^1 \cdot r_i^0 + m_{ij}^0 \cdot r_i^0}{3} \\
&+ \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J (m_{ij}^1 - m_{ij}^0) \cdot \frac{r_i^1 \cdot a_{ij}^1 + r_i^1 \cdot a_{ij}^0 + r_i^0 \cdot a_{ij}^0}{3} \\
&+ \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J (r_i^1 - r_i^0) \cdot \frac{a_{ij}^1 \cdot m_{ij}^1 + a_{ij}^1 \cdot m_{ij}^0 + a_{ij}^0 \cdot m_{ij}^0}{3}
\end{aligned}$$

(3)式

(3)式は所得控除比率（全世帯平均）の変化を3つの要素に要因分解したものである。右辺第1項は個々の階層における所得控除比率が変化したことによる影響（所得控除比率要因）、第2項はある所得階層内で年齢構成比率が変化したことによる影響（年齢構成要因）、第3項は所得階層間で世帯比率が変化したことによる影響（所得分布要因）を示している。ここではさらに所得控除比率要因を制度変更による影響とそれ以外のものによる影響に分離するとき、以下の(4)式が成り立つ。

$$\begin{aligned}
\Delta A &= \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J (a_{ij}^1 - a_{ij}^{1(0)}) \cdot \frac{m_{ij}^1 \cdot r_i^1 + m_{ij}^1 \cdot r_i^0 + m_{ij}^0 \cdot r_i^0}{3} \\
&+ \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J (a_{ij}^{1(0)} - a_{ij}^0) \cdot \frac{m_{ij}^1 \cdot r_i^1 + m_{ij}^1 \cdot r_i^0 + m_{ij}^0 \cdot r_i^0}{3} \\
&+ \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J (m_{ij}^1 - m_{ij}^0) \cdot \frac{r_i^1 \cdot a_{ij}^1 + r_i^1 \cdot a_{ij}^0 + r_i^0 \cdot a_{ij}^0}{3} \\
&+ \sum_{i=1}^I \sum_{j=1}^J (r_i^1 - r_i^0) \cdot \frac{a_{ij}^1 \cdot m_{ij}^1 + a_{ij}^1 \cdot m_{ij}^0 + a_{ij}^0 \cdot m_{ij}^0}{3}
\end{aligned}$$

(4)式

ここで、 $a_{ij}^{1(0)}$ は比較年のデータを利用して基準年の所得控除制度を適用した場合における所得控除比率を表す。したがって、(4)式右辺第1項は比較年のデータを利用して所得控除制度の年だけを変更させた場合の影響を捉えており、これにより「制度変更それ自体が所得控除比率に及ぼした真の寄与」を計測する。例えば、各種控除における控除額の増減や、

保険料率の上昇に伴う社会保険料控除額の増加などによる影響が該当する。ここでは、これを「(1)制度変更要因」と呼ぶ。第2項は基準年の所得控除制度を利用してデータの年だけを変更させた場合の影響を捉えており、これにより「仮に制度変更がなかった場合に所得水準や家族構成などの変化が所得控除比率に及ぼした影響」を計測する。例えば、核家族化や少子化を含む扶養家族の減少などによる影響が該当する。ここでは、これを「(2)その他控除比率要因」と呼ぶ。第3項は年齢構成の変化による影響を計測する。日本の所得控除制度では、たとえ収入が同水準であっても、給与収入か年金収入かといった所得源泉の違いで控除額が異なる。このように所得控除制度が高齢世帯に対して相対的に寛大であるため、高齢化は所得控除比率が高い世帯の割合を上昇させることになる。ここでは、これを「(3)年齢構成要因」と呼ぶ。第4項は所得分布の変化による影響を計測する。元来、低所得層ほど所得控除比率が高い傾向にある。こうした中、低所得化は所得控除比率が高い世帯の割合を上昇させることになる。ここでは、これを「(4)所得分布要因」と呼ぶ。なお、ある者が引退によって勤労者から無職者（年金受給者）へ移行した場合、主な所得源泉が給与所得から年金所得へ変化する。このとき、所得源泉の種類が変化するだけでなく、通常は所得水準の低下も生じるであろう。所得分布要因にはこうした高齢化に伴う所得低下の影響も含まれる。

5.2 要因分解の計測結果

(4)式の要因分解を計測するにあたって、所得階層別の階層数は10、年齢階層別の階層数は2（世帯主年齢65歳未満、および65歳以上）とした。表3は要因分解の計測結果を示している⁸。

はじめに、長期的変化の結果について見ていく。この20年間（1994年から2014年まで）では所得控除比率（全世帯平均）が6.0%pt上昇し、これは課税ベースが縮小したことを示している。こうした背景には、所得分布要因の寄与が最も大きく、現役世帯と高齢世帯双方において低所得化の進行が影響している。また、年齢構成要因の寄与も大きく、所得控除比率の上昇は主にこれら2つの要因で説明できる。これに対して、制度変更要因はマイナスに寄与しているが、その大きさは限定的である。ただし、所得控除制度は1990年代後半において拡大傾向、2000年代以降において縮小傾向にあり、20年間を通じては双方の効果が相殺されている可能性がある。そのため、短期的変化の結果についても考察していく必要がある。

次に、期間を5年おきに区切り、短期的変化の結果について考察する。1990年代後半（1994年から1999年まで）の変化では所得控除比率（全世帯平均）が5.9%pt上昇し、これは課税ベースが縮小したことを示している。こうした背景として、制度変更要因の寄与が最も大きく、特に現役世帯の所得控除比率が大きく上昇した。1990年代後半における制度

⁸ 要因分解における4つの要素はそれぞれ所得階層別・年齢階層別の寄与が計測される。なお、年齢構成要因については基本的に現役世帯と高齢世帯の寄与が相殺される関係にあるため、計測結果表では双方を合算して記載する。

改正としては、基礎控除、配偶者控除、扶養控除の控除額が増加したことに加え、給与所得控除に関しても低所得層から中所得層にかけて控除額が拡大したことが挙げられる。

2000年代前半（1999年から2004年まで）の変化では所得控除比率（全世帯平均）が0.1%pt低下し、ほとんど変化がない。ただし、こうした背景として、制度変更要因がマイナスに寄与し、特に現役世帯の所得控除比率が低下した。2000年代前半における制度改正としては、配偶者特別控除の上乗せ適用が廃止されたことや、扶養控除において16歳未満の控除額が減少したことが挙げられ、これは課税ベースが拡大したことを示している。他方、所得分布要因と年齢構成要因がプラスに寄与している。それゆえ、この時期は制度改正によって課税ベースが拡大したものの、その効果は所得分布や人口構成などの変化による影響によって相殺されたことが分かる。

2000年代後半（2004年から2009年まで）の変化では所得控除比率（全世帯平均）が0.8%pt低下した。こうした背景として、制度変更要因がマイナスに寄与し、特に高齢世帯の所得控除比率が低下した。2000年代後半における制度改正としては、公的年金等控除において受給年齢65歳以上の控除額が減少したことに加え、老年者控除が廃止されたことが挙げられ、これは課税ベースが拡大したことを示している。他方、所得分布要因と年齢構成要因がプラスに寄与している。この時期は2000年代前半と同様に、制度改正によって課税ベースが拡大したものの、その効果は所得分布や人口構成などの変化による影響によって相殺されたことが分かる。

2010年代前半（2009年から2014年まで）の変化では所得控除比率（全世帯平均）が1.1%pt上昇した。こうした背景として、制度変更要因がマイナスに寄与し、特に現役世帯の所得控除比率が低下した。2010年代前半における制度改正としては、扶養控除において16歳未満が控除対象に含まれないことや、16歳以上19歳未満の控除額が減少したことに加え、給与所得控除において控除額の上限が適用されたことが挙げられ、これは課税ベースが拡大したことを示している。他方、所得分布要因と年齢構成要因がプラスに寄与している。それゆえ、この時期は所得分布や人口構成などの変化による影響が支配的であり、それによって課税ベースが縮小したことが分かる。

以上を踏まえるとき、長期的視点からは主に低所得化や高齢化による影響から課税ベースの侵食を受ける一方、そうした圧力に対して制度変更の寄与は限定的であった。これは控除制度の拡大期と縮小期双方が含まれることも影響している。そこで期間を5年おきに区切り、短期的視点で見れば制度変更は一定の影響を与え、特に2000年代は所得控除の縮小から課税ベースの拡大が進められたが、結局はその効果も所得分布や人口構成などの変化による影響で相殺されてきた。

<表3挿入>

5.3 近年の税制改正に関するマイクロ・シミュレーション分析

日本では 2015 年以降も所得控除制度に関する改正が広範囲に渡って実施され、最新の 2020 年においても「働き方改革」の後押しや、世代内・世代間の公平性を確保する観点から新制度の適用が始まる。ここでは 2014 年のデータに 2020 年の税制を適用して家計の所得控除額を試算し、ここ 6 年間（2014 年から 2020 年まで）における税制改正の影響を評価する。ただし、社会保険料については 2014 年の保険料率を据え置き、社会保険料控除の影響を反映しない⁹。

表 4 のパネル(a)は税制改正による所得控除比率の変化を示している。近年の税制改正を通じて、全世帯で見た所得控除比率は 0.7%pt 上昇し、課税ベースが縮小することが分かる。年齢階層別で見ると現役世帯と高齢世帯はともに所得控除比率が上昇しているが、現役世帯の方が上昇は大きい。また、所得階層別で見るとほとんどの所得層で所得控除比率が上昇しているが、高所得層においては所得控除比率の低下が確認される。こうした背景として、控除拡大要因としては基礎控除における控除額の増加、配偶者控除や扶養控除における所得要件の緩和が挙げられる。また、控除縮小要因としては給与所得控除と公的年金等控除それぞれにおける控除額の減少と控除額の上限適用が挙げられる。

こうした個々の所得控除の効果は内訳別で捉えるとき、明確な結果が得られる。表 4 のパネル(b)は税制改正による所得控除額の変化を示している。近年の税制改正を通じて、現役世帯と高齢世帯はともに基礎控除、配偶者控除、扶養控除における控除拡大の恩恵を受けていることが分かる。他方、現役世帯では給与所得控除における控除縮小、また高齢世帯では公的年金等控除における控除縮小の影響が表れている。

以上を踏まえ、第 1 に近年の税制改正を通じて所得控除比率の世代間格差は縮小しているが、税制改正後においてもその格差は依然として開きが大きい。第 2 に、給与所得控除と公的年金等控除といった経費控除が所得税の課税ベースを小さくしている重要な要因となっている。税制改正後においてもこうした特徴はなお維持されている。こうした所得控除比率の世代間格差と経費控除の大きさは、所得税における課税ベースの見直しにあたって引き続き重要な政策課題として残されている。

<表 4 挿入>

6. 結論

日本の所得税が抱えている課題の一つとして、手厚い所得控除による課税ベースの狭さが指摘されているが、課税ベースの動向は制度変更のみならず、所得分布や人口構成の変化などからも影響を受ける。本稿では『全国消費実態調査』（1994～2014 年）の個票データを用いて、20 年間における所得控除の実態と世帯分布の動向を明らかにしたのち、課税ベー

⁹ ここではデータの年を固定しながら制度の年を入れ替えることで、税制改正の効果のみを捉えるものである。試算結果の効果は先の要因分解における「制度変更要因」のみに相当する。

スの変動について要因分解を通じて各要因の寄与を考察した。また、日本では2015年以降も所得控除制度に関する改正が広範囲に渡って実施され、最新の2020年においても「働き方改革」の後押しや、世代内・世代間の公平性を確保する観点から新制度の適用が始まる。そこで、マイクロ・シミュレーション分析を通じて、近年の税制改正が課税ベースに及ぼす効果についても評価を行った。

要因分解の結果、長期的視点からは主に低所得化や高齢化による影響から課税ベースの侵食を受ける一方、そうした圧力に対して制度変更の寄与は限定的であった。これは控除制度の拡大期と縮小期双方が含まれることも影響している。短期的視点でみれば制度変更は一定の影響を与え、特に2000年代は所得控除の縮小から課税ベースの拡大が進められたが、結局はその効果も所得分布や人口構成などの変化による影響で相殺されてきた。

日本の所得控除における特徴としては、特に給与所得控除と公的年金等控除が大きいことや、所得控除比率の世代間格差が大きいことが挙げられる。2020年までの税制改正に関するマイクロ・シミュレーション分析を実施したところ、これらの課題は近年の税制改正を通じて一定の改善がなされたものの、その効果は極めて限られており、依然として重要な政策課題として残されている。

低所得化や高齢化といった変化が継続的に影響を与える中、今後の所得税制については個々の納税者の担税力に配慮し所得再分配機能という本来の役割を発揮する上でも、課税ベースのあり方を含め、これまでよりも大きな効果が期待できる抜本的な改革が求められる。

参考文献

1. Albarea, A., M. Bernasconi, C. D. Novi, A. Marenzi, D. Rizzi and F. Zantomio (2015), “Accounting for Tax Evasion Profiles and Tax Expenditures in Microsimulation Modelling: the BETAMOD Model for Personal Income Taxes in Italy”, *International Journal of Microsimulation*, 8(3), pp.99-136
2. Altshuler, R. and R. Dietz (2011), “Reconsidering Tax Expenditure Estimation”, *National Tax Journal*, 64(2), pp.459-490
3. Avram, S. (2018), “Who Benefits from the ‘Hidden Welfare State’? the Distributional Effects of Personal Income Tax Expenditure in Six Countries”, *Journal of European Social Policy*, 28(3), pp.271-293
4. Bargain, O. (2012), “The Distributional Effects of Tax-benefit Policies under New Labour: A Decomposition Approach”, *Oxford Bulletin of Economics and Statistics*, 74(6), pp.856-874
5. Bargain, O. and T. Callan (2010), “Analysing the Effects of Tax-benefit Reforms on Income Distribution: A Decomposition Approach”, *Journal of Economic Inequality*, 8(1), pp.1-21

6. Burman, L., C. Geissler and E. J. Toder (2008), "How Big Are Total Individual Tax Expenditure, and Who Benefits from Them", *American Economic Review: Papers & Proceeding*, 98(2), pp.79-83
7. Burman, L., E. Toder, D. Berger and J. Rohaly (2017), "Economic and Distributional Effects of Tax Expenditure Limits", A. Auerbach and K. Smetters (eds), *The Economics of Tax Policy*, Oxford University Press
8. Matsuda, K., Y. Ozeki, K. Kikuta and J. Ueda (2014), "The Impact of Demographic Changes on Social Security Payments and the Individual Income Tax Base: Long-term Micro-simulation Approach", *Public Policy Review*, 10(3), pp.481-517
9. Miyazaki, T. and Y. Kitamura (2016), "Decomposition of Redistributive Effects of Japanese Personal Income Tax, 1984-2009", *FinanzArchiv*, 72(3), pp.334-368
10. Miyazaki, T., Y. Kitamura and T. Ohno (2019), "Tax Reforms, Redistribution and Population Aging: Evidence from Japan", *Japanese Economic Review*, 70(1), pp.105-122
11. Morinobu, S., and A. Nakamoto (2014), "A Revised Estimation of Japan's Income Tax Base", *Public Policy Review*, 9(2), pp.433-455
12. Nakamoto, A. (2014), "Japan's Income Tax Base: Comparison with Other Countries and Estimation of Tax Reform", *Public Policy Review*, 10(3), pp.397-413
13. Ohno, T. and T. Kodama (2017), "Estimation of Tax and Social Insurance Burden on Households: Verification of the Validity and Assessment of Actual Status", PRI Discussion Paper Series No.17A-02
14. Ohno, T., T. Kodama and R. Matsumoto (2018), "Decomposition Approach on Changes in Redistributive Effects of Taxes and Social Insurance Premiums", *Public Policy Review*, 14(4), pp.777-802
15. Ohno, T., M. Nakazawa, K. Kikuta and M. Yamamoto (2015), "Comparison of Taxes and Social Insurance Premium Burdens in Household Accounts", *Public Policy Review*, 11(4), pp.547-571
16. Poterba, J. M. (2011), "Introduction: Economic Analysis of Tax Expenditure", *National Tax Journal*, 64(2), pp.451-458
17. Sano, S., S. Tada and M. Yamamoto (2015), "Method of Household Surveys and Characteristics of Surveyed Households: Comparison regarding Household Composition, Annual Income and Educational Attainment", *Public Policy Review*, 11(4), pp.505-529
18. Tada S. and K. Miyoshi (2015), "Verifying Household Incomes in Japanese Statistics", *Public Policy Review*, 11(4), pp.531-545
19. Tanaka, S. and M. Shikata (2019), "The Middle Class in Japan 1994-2009: Trends

- and Characteristics”, Keio-IES Discussion Paper Series, DP2019-001
20. Yashio, H. and K. Hachisuka (2014), “Impact of Population Aging on the Personal Income Tax Base in Japan: Simulation Analysis of Taxation on Pension Benefits Using Micro Data”, *Public Policy Review*, 10(3), pp.519-541
 21. 上村敏之 (2008) 「所得税における租税支出の推計：財政の透明性の観点から」『会計検査研究』 38, pp.1-14
 22. 上村敏之・足立泰美 (2015) 『税と社会保障負担の経済分析』日本経済評論社
 23. 金田陸幸 (2018) 『個人所得課税の公平性と効率性：マイクロシミュレーションによる実証分析』日本経済評論社
 24. 北村行伸・宮崎毅 (2013) 『税制改革のミクロ実証分析：家計経済からみた所得税・消費税』岩波書店
 25. 多田隼士・大野太郎・宇南山卓 (2016) 「マイクロ・データを用いた社会保険料の推計とその妥当性の検証」, PRI Discussion Paper Series, No.16A-02
 26. 田近栄治・八塩裕之 (2006a) 「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」, 貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所 (編) 『経済格差の研究：日本の分配構造を読み解く』, 中央経済社, 第7章
 27. 田近栄治・八塩裕之 (2006b) 「税制を通じた所得再分配：所得控除にかわる税額控除の活用」, 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫 (編) 『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』, 東京大学出版会, 第4章
 28. 田近栄治・八塩裕之 (2008) 「所得税改革：税額控除による税と社会保険料負担の一体調整」 『季刊社会保障研究』 44(3), pp.291-306
 29. 田近栄治・八塩裕之 (2010) 「税収の確保と格差の是正：給付付き税額控除制度の導入」, 土居丈朗 (編) 『日本の税をどう見直すか』, 日本経済新聞出版社, 第2章
 30. 田中聡一郎・四方理人 (2012) 「マイクロ・シミュレーションによる税・社会保険料の推計」, ソシオネットワーク戦略ディスカッションペーパーシリーズ第25号, 関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構
 31. 田中聡一郎・四方理人・駒村康平 (2013) 「高齢者の税・社会保障負担の分析：『全国消費実態調査』の個票データを用いて」 『フィナンシャル・レビュー』 115, pp.117-133
 32. 松本龍太郎・大野太郎・小嶋大造 (2020) 「家計の利子配当所得と税負担の実態」 『会計検査研究』 61, pp.13-33
 33. 望月正光・野村容康・深江敬志 (2010) 『所得税の実証分析：基幹税の再生を目指して』日本経済評論社
 34. 森信茂樹・前川聡子 (2001) 「わが国所得税課税ベースのマクロ推計」 『フィナンシャル・レビュー』 57, pp.103-122

補論 A 収入・社会保険料・所得税の推計方法

この補論では、3 節で言及している収入、社会保険料、所得税それぞれの推計方法について説明する。

A.1 収入の推計方法

A.1.1 利子配当所得以外の収入の推計

収入データについては、『全国消費実態調査』の「年収・貯蓄等調査票」に記載された年間収入を使用する。収入の内訳は以下の 10 項目である。

- ・勤め先からの年間収入
- ・農林漁業収入
- ・農林漁業以外の事業収入
- ・内職などの年間収入
- ・家賃・地代の年間収入
- ・公的年金・恩給
- ・企業年金・個人年金受取金
- ・利子・配当金
- ・親族などからの仕送り金
- ・その他の年間収入

「年収・貯蓄等調査票」では、「世帯主」「世帯主の配偶者」「その他の世帯員（65 歳未満）」「同（65 歳以上）」の年収を調査している。ただし、「その他の世帯員（65 歳未満）」「同（65 歳以上）」において複数の者がいる世帯では、それぞれの分類に該当する世帯員の収入の合計額しか把握できない。そのため、それらの世帯では以下のルールに従って「その他の世帯員（65 歳未満）」「同（65 歳以上）」の収入の按分を行った。

まず「勤め先からの年間収入」「農林漁業収入」「農林漁業以外の事業収入」「公的年金・恩給」「企業年金・個人年金」については、世帯員の性別・年齢によって平均的な収入が異なると考えられる。そのため、まず個人の収入が把握できる世帯主と配偶者の収入から、性別（男性・女性）×年齢階層別（15～19 歳、20～29 歳、30～39 歳、40～49 歳、50～59 歳、60～69 歳、70 歳～）の平均収入を求める。その上で、「その他の世帯員（65 歳未満）」「同（65 歳以上）」において複数の者がいる場合は、合算されている収入を先の平均収入の比率に従って世帯員ごとに按分した。

また、「内職などの年間収入」「家賃・地代の年間収入」「親族などからの仕送り金」「その他の年間収入」については、「その他の世帯員（65 歳未満）」「同（65 歳以上）」に複数の者がいる場合、世帯員数で頭割りして按分する。ただし、15 歳未満の世帯員については按分の対象から除外している。

A.1.2 利子配当所得の推計

「年収・貯蓄等調査票」の利子・配当金については過小性が指摘されているため、ここでは「年収・貯蓄等調査票」の貯蓄情報を利用し、世帯の保有する金融資産残高に市場金利(年利)を乗じることによって推計する。なお、金融資産残高は世帯ベースでのみ把握可能なため、利子配当所得については世帯ベースで推計する。使用する貯蓄情報の内訳は以下のとおりである。

- ・ ゆうちょ銀行等の通貨性貯金 (以下、通常貯金)
- ・ ゆうちょ銀行等の定期性貯金 (以下、定期貯金)
- ・ 普通銀行等の通貨性預金 (以下、普通預金)
- ・ 普通銀行等の定期性預金 (以下、定期預金)
- ・ 株式・株式投資信託 (以下、株式等)
- ・ 債券・公社債投資信託 (以下、債券等)
- ・ 貸付信託・金銭信託 (以下、信託等)
- ・ その他、社内預金など (以下、社内預金等)

これらの項目のうち、通常貯金、定期貯金、普通預金、定期預金、債券等、信託等、社内預金等から稼得される所得については「利子所得」に分類する。他方、株式等から稼得される所得については「配当所得」に分類する。本稿でこうした利子所得および配当所得の合計を「利子配当所得」として扱う。

通常貯金および定期貯金については、財務省『財政金融統計月報』およびゆうちょ銀行ホームページで公表されている金利を利用する。このうち、定期貯金については定額貯金(3年以上)の金利を適用する。次に普通預金、定期預金、株式等、債券等についても『財政金融統計月報』で公表されている金利を利用する。このうち、定期預金については定期預金平均金利(新規受入分平均金利、300万円未満、1年以上2年未満)を適用する。株式等については東証一部上場企業の有配当会社株式平均利回りを適用し、債券等については10年物国債金利を適用する。また、信託等については、1994～2004年は『財政金融統計月報』で公表されている5年もの貸付信託予想配当率を適用する。2009～2014年は2015年時点の三菱UFJ信託銀行における5年もの金銭信託予定配当率を適用する。最後に、社内預金等については定期貯金と同様の金利を適用する。

A.2 社会保険料負担額の推計方法

社会保険料の推計では、まず各世帯員がどの社会保険制度に加入しているかを特定しなければならない。ここでは公的年金・健康保険・介護保険・雇用保険の各制度について、世帯員ごとに加入制度を推定したのち、現実の保険料計算式を適用して負担額を推計する。

A.2.1 公的年金保険料の推計

加入制度については、「勤め先からの年間収入」が「短時間労働者の平均賃金×30時間×52週」よりも多い世帯員は厚生年金の加入者（第2号被保険者）、年収が一定額未満（例えば2014年は130万円未満）で配偶者が第2号被保険者の場合は第3号被保険者、それ以外を国民年金加入者（第1号被保険者）とした。また、19歳以下または60歳以上の世帯員については原則、年金保険料の負担は無いものとし、ただし70歳以下でも第2号被保険者の所得要件を満たす場合は厚生年金加入者とした。

保険料については、第1号被保険者は定額保険料（例えば2014年は15,250円/月を年間ベースにしたもの）を負担するものとし、また免除制度（全額、4分の3、半額、4分の1）の所得基準を満たす者は全て適用した。第2号被保険者は日本年金機構ホームページに掲載されている第1種被保険者・厚生年金の平均保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここでは厚生年金の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

A.2.2 健康保険料の推計

加入制度については、75歳以上の世帯員を後期高齢者医療制度の加入者（ただし、制度導入後の2009年と2014年のみ）、74歳以下の中で厚生年金に加入している世帯員を健康保険（被用者保険）の加入者、それ以外を国民健康保険の加入者とした。また、年収が一定額未満（例えば2014年は130万円未満）で、同居親族に健康保険（被用者保険）の加入者がいる場合は、その世帯員を健康保険（被用者保険）の被扶養者とした。

保険料については、健康保険（被用者保険）の保険料は全国健康保険協会ホームページに掲載されている協会けんぽの保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。国民健康保険の保険料は『国民健康保険実態調査』から所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。後期高齢者医療制度の保険料は厚生労働省ホームページに掲載されている所得割および均等割の全国平均を適用した。ここでは後期高齢者医療制度の賦課限度額、所得割額および均等割の減額制度も考慮している。

A.2.3 介護保険料の推計

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は厚生労働省ホームページに掲載されている各都道府県の保険料基準額の全国平均（加重平均）を適用した。第2号被保険者（40～64歳）の保険料は国民健康保険加入者と健康保険（被用者保険）加入者で分類する。国民健康保険の加入者は『国民健康保険実態調査』から介護給付分の所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。（ただし、利用統計の特徴から2009年と2014年のみでこの方法を適用した。2009年より前の年については健康保険料に合算して推計している。）ここでは国

民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。健康保険（被用者保険）の加入者については全国健康保険協会ホームページに掲載されている協会けんぽの全国平均の保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここでは健康保険（被用者保険）の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

A.2.4 雇用保険料の推計

雇用保険の加入については、「勤め先からの年間収入」が一定額（例えば 2014 年は「短時間労働者の平均賃金×20 時間×52 週」）よりも多い被用者を加入者とした。

保険料については、厚生労働省ホームページに掲載されている一般の事業における労働者負担率（例えば 2014 年は 0.5%）を適用し、「勤め先からの年間収入」に負担率を乗じた。

A.3 所得税負担額の推計方法

A.3.1 所得税負担額の推計（利子配当課税を除く）

所得税の推計では、世帯の属性や収入の情報に現実の税制を適用して負担額を求める。所得税法では 10 の所得区分に分類されるが、ここでは『全国消費実態調査』で利用可能である「給与所得」「事業所得」「雑所得」「不動産所得」といった所得を扱う。具体的には以下のように所得区分を整理し、合計所得を計算した。

給与所得	=	「勤め先からの年間収入」	－	給与所得控除				
年金所得	=	「公的年金・恩給」	＋	「企業年金・個人年金受取金」				
			－	公的年金等控除				
事業者所得	=	「農林漁業所得」	＋	「農林漁業以外の事業所得」				
			＋	「内職などの年間収入」				
不動産所得	=	「家賃・地代の年間収入」						
合計所得	=	給与所得	＋	年金所得	＋	事業者所得	＋	不動産所得

次に、合計所得から各種の所得控除を差し引いて課税所得を計算する。ここで適用する所得控除は基礎控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、老年者控除（2004 年まで）、社会保険料控除である。社会保険料控除については先に推計した社会保険料の額を使用する。なお、調査票から得られない情報による控除（障害者控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除など）は考慮していない。具体的には以下のとおりに計算する。

仮課税所得 1	=	合計所得	－	基礎控除	－	社会保険料控除	－	老年者控除
仮課税所得 2	=	仮課税所得 1	－	配偶者控除	－	配偶者特別控除		
課税所得	=	仮課税所得 2	－	扶養控除				

まず、合計所得から基礎控除・社会保険料控除・老年者控除を差し引いた後の金額を仮課税所得 1 とする。配偶者控除対象者が存在する場合には、当該夫婦のうち仮課税所得 1 が高い方の世帯員に配偶者（特別）控除を適用し、仮課税所得 2 とする。次に、扶養控除対象者が存在する場合には、世帯内で仮課税所得 2 が最大の世帯員に扶養控除を適用し、課税所得とする。最後に、課税所得に対して所得税の限界税率表を適用して所得税負担額を推計する。ここでは定率減税等（1994 年から 2006 年まで）も考慮している。

A.3.2 利子配当課税負担額の推計

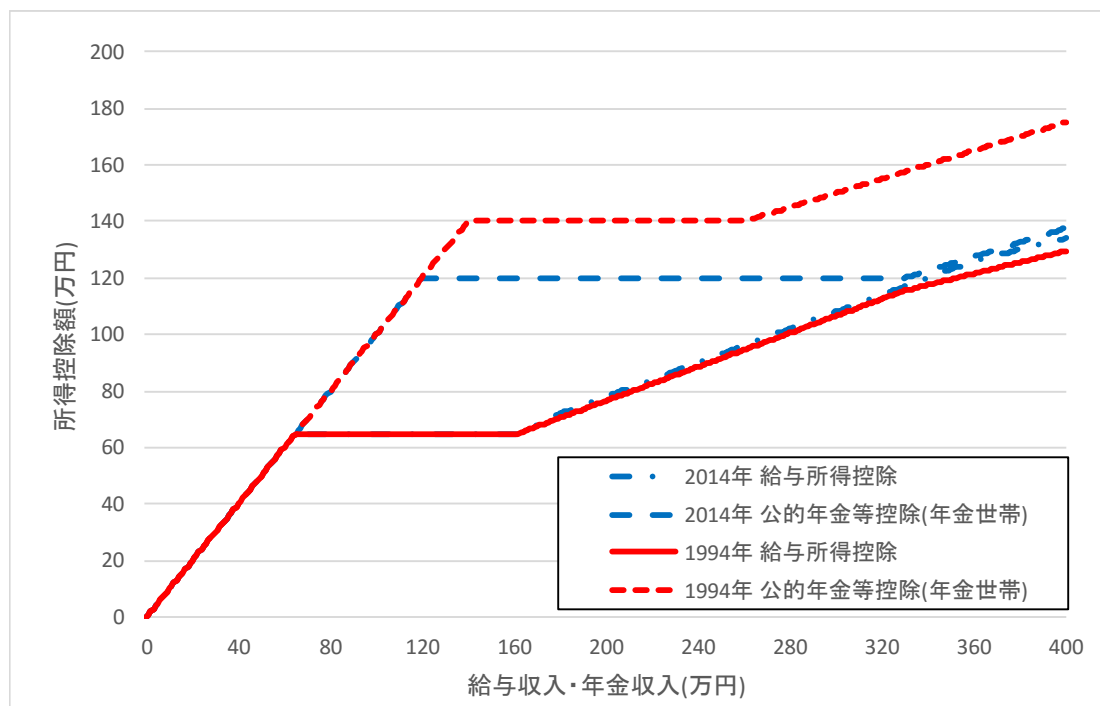
推計した利子配当所得の値に現実の税制を適用して、利子所得および配当所得に関する所得税負担額を推計する。

利子課税については分離課税の下、利子所得に適用税率を適用して負担額を推計する。また、2004 年までは 65 歳以上の世帯員は老人等の少額貯蓄非課税制度等（マル優）による非課税枠を最大限活用すると仮定する。具体的には、まず「1 人当たりのマル優適用限度額×65 歳以上の世帯員数」を世帯のマル優限度額とする。その上で、金利の高い資産から優先的に、世帯のマル優限度額までマル優を適用し、マル優対象資産から稼得される利子所得については非課税とする。2014 年については復興特別所得税も考慮する。

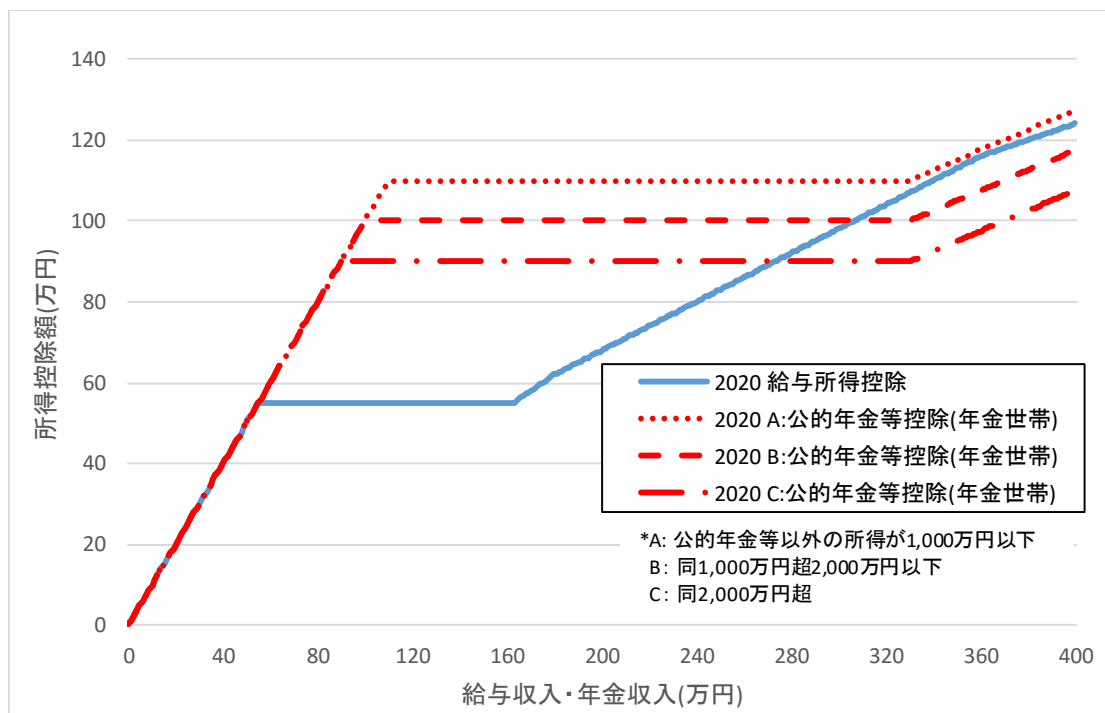
配当課税については総合課税と分離課税（源泉分離もしくは申告分離）の選択が可能であることから、世帯ごとに税負担額がより小さくなる課税方式を適用する。その際、配当税額控除についても考慮する。なお、ここでは配当税額控除を最大限活用することを想定して、（世帯票で記入された扶養関係ではなく）最高所得者を世帯主と仮定し、世帯主がすべての配当所得を稼得しているものとする。すなわち、世帯ベースで推計している配当所得をすべて世帯主の所得としている。

図1 給与所得控除と公的年金等控除の構造

(a) 1994年および2014年の制度



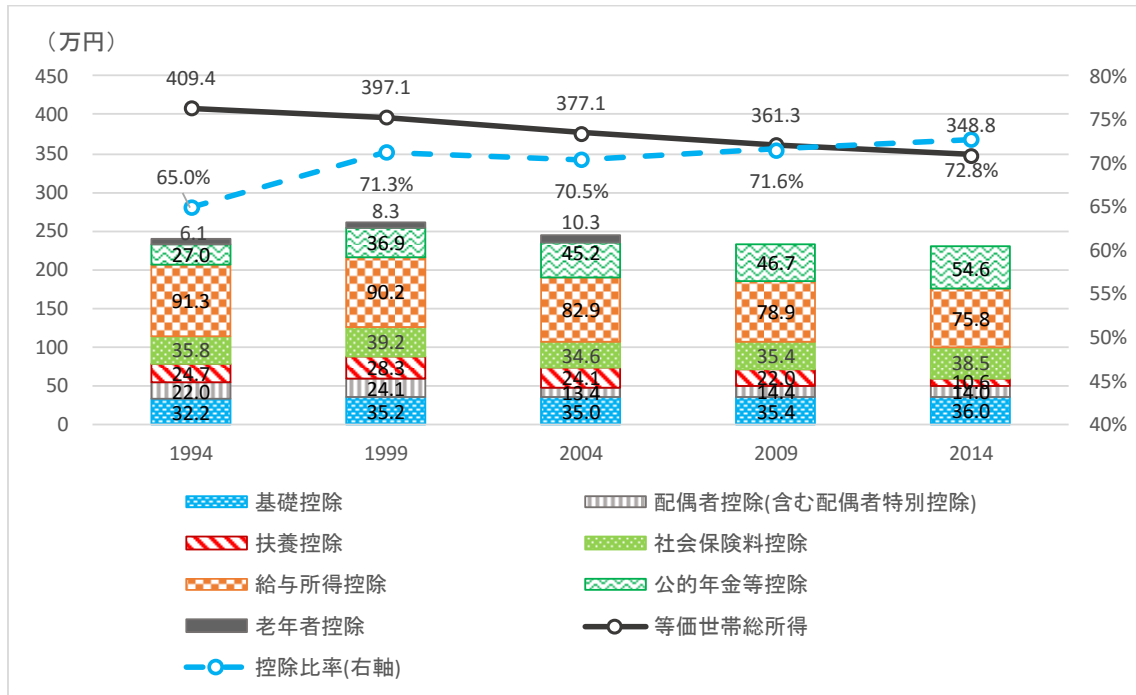
(b) 2020年の制度



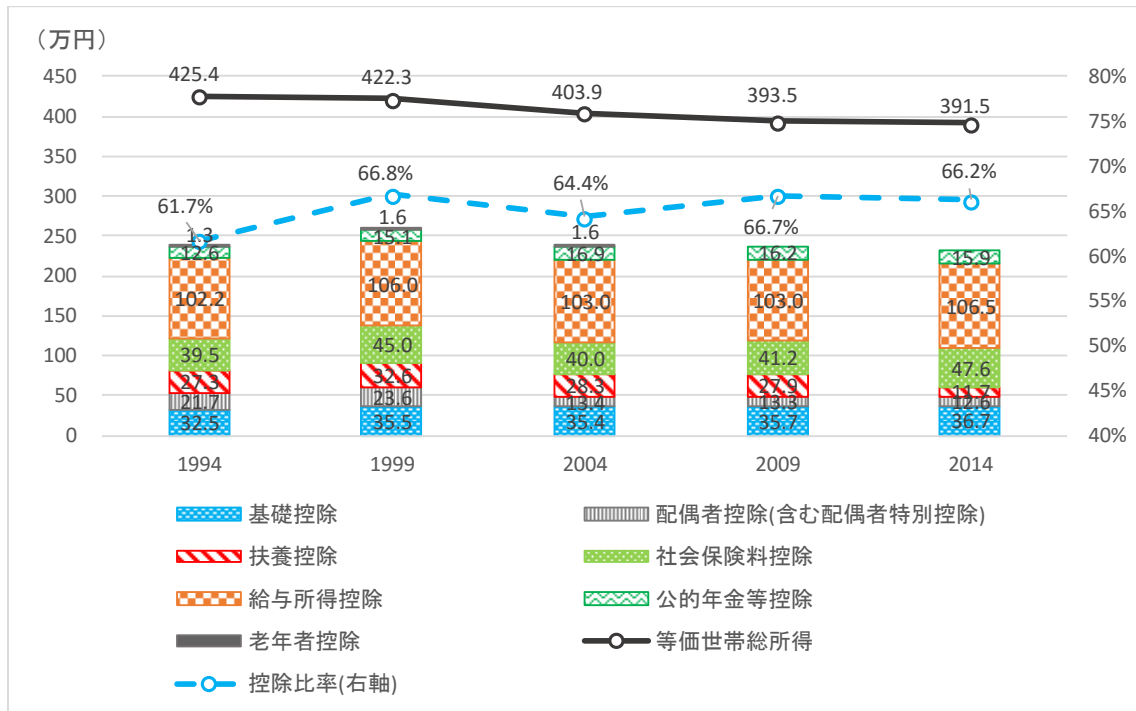
(出所) 財務省財務総合政策研究所 『財政金融統計月報』 より筆者作成

図2 控除比率および控除額の推移

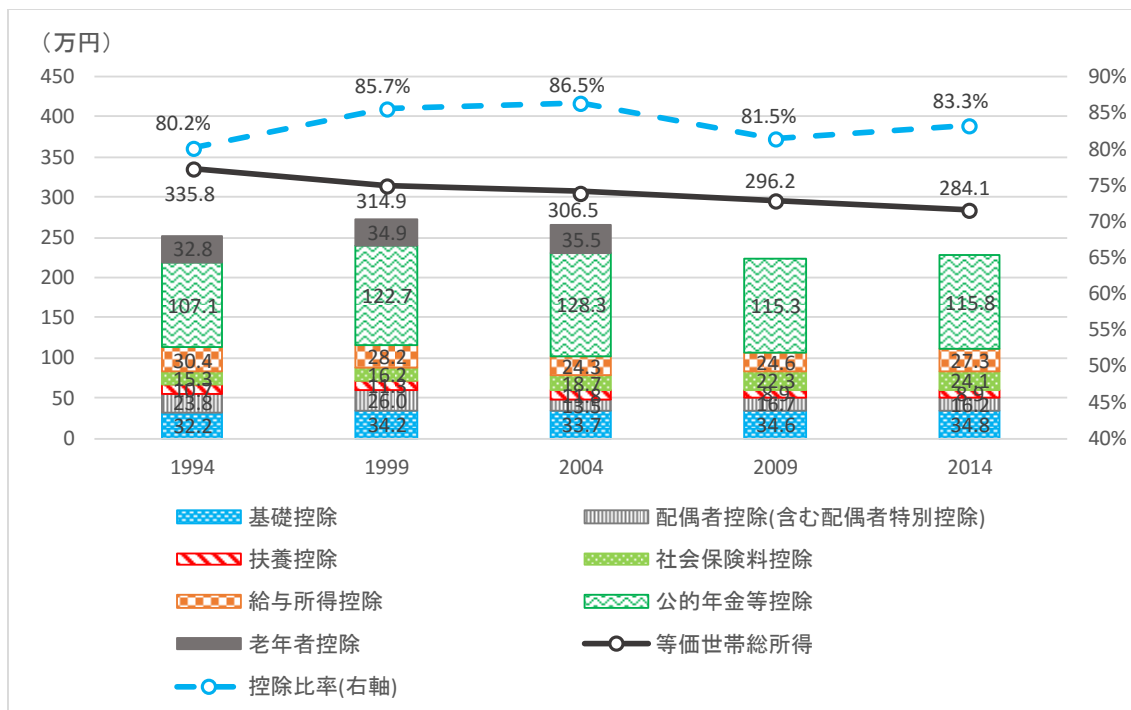
(a) 全世帯



(b) 世帯主年齢65歳未満世帯



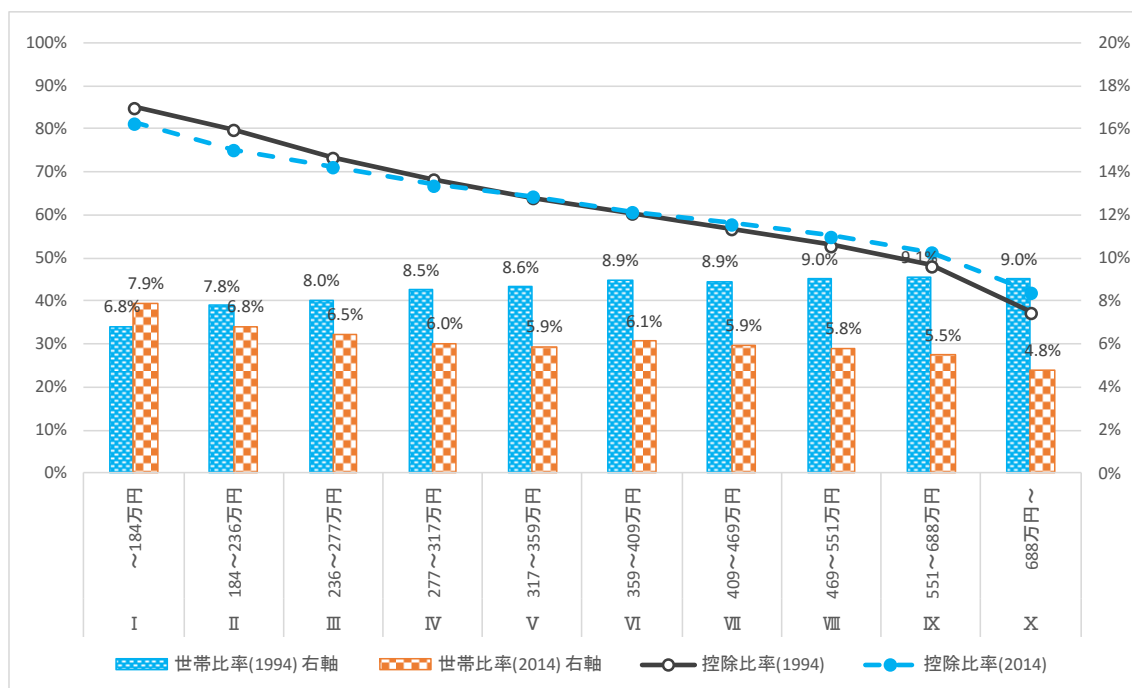
(c) 世帯主年齢 65 歳以上世帯



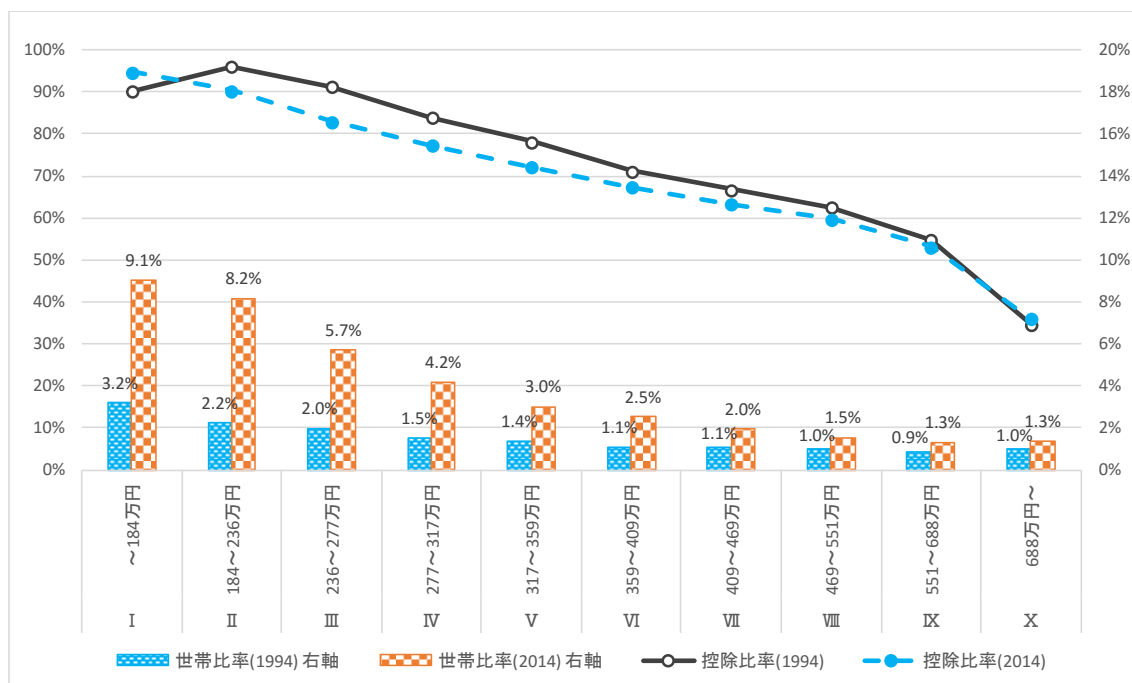
(出所)『全国消費実態調査』(1994年～2014年調査)より筆者作成

図3 所得階層別に見た所得控除比率と世帯比率

(a) 世帯主年齢 65 歳未満世帯



(b) 世帯主年齢 65 歳以上世帯



(出所) 『全国消費実態調査』(1994年~2014年調査)より筆者作成

表1 控除制度の変遷

	1994	1999	2004
給与所得控除	定率控除 ※収入に応じて控除額増加 最低控除額：650,000円	定率控除 ※収入に応じて控除額増加 最低控除額：650,000円 ※所得区分に変更あり	同左
公的年金等控除	定額控除と定率控除の合計 ※収入に応じて控除額増加 最低控除額 65歳以上：1,400,000円 65歳未満：700,000円	同左	同左
基礎控除	350,000円	380,000円	同左
配偶者控除	控除額 一般：350,000円 70歳以上：450,000円 控除対象者の所得要件 350,000円以下	控除額 一般：380,000円 70歳以上：480,000円 控除対象者の所得要件 380,000円以下	同左
配偶者特別控除	控除額：350,000円 ※収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用あり	控除額：380,000円 ※収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用あり	控除額：380,000円 ※収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用なし
扶養控除	控除額 一般：350,000円 16歳以上23歳未満：500,000円 70歳以上：450,000円 うち同居老親：550,000円 控除対象者の所得要件 350,000円以下	控除額 一般：380,000円 16歳未満：480,000円 16歳以上23歳未満：630,000円 70歳以上：480,000円 うち同居老親：580,000円 控除対象者の所得要件 380,000円以下	控除額 一般：380,000円 16歳以上23歳未満：630,000円 70歳以上：480,000円 うち同居老親：580,000円 控除対象者の所得要件 380,000円以下
社会保険料控除	社会保険料納付額と同額	同左	同左
老年者控除	控除額：500,000円	同左	同左
税率	5段階(10, 20, 30, 40, 50)	4段階(10, 20, 30, 37)	同左
定率減税等	定率減税20% 最高控除額：2,000,000円	定率減税20% 最高控除額：250,000円	同左
利子配当課税	利子課税：分離課税 ※老人等の少額貯蓄非課税制度等あり 配当課税：総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり	同左	同左

(出所) 財務省財務総合政策研究所 『財政金融統計月報』 より筆者作成

表1 控除制度の変遷（つづき）

	2009	2014	2020
給与所得控除	同左	定率控除 ※収入に応じて控除額増加 最低控除額：650,000円 控除額上限：2,450,000円	定率控除 ※収入に応じて控除額増加 最低控除額：550,000円 控除額上限：1,950,000円 ※所得区分に変更あり
公的年金等控除	定額控除と定率控除の合計 ※収入に応じて控除額増加 最低控除額 65歳以上：1,200,000円 65歳未満：700,000円 ※所得区分に変更あり	同左	定額控除と定率控除の合計 ※収入に応じて控除額増加 最低控除額 65歳以上：900,000円-1,200,000円 65歳未満：400,000円-700,000円 ※収入に応じて最低控除額が異なる 控除額上限 1,750,000円-1,950,000円
基礎控除	同左	同左	480,000円 ※収入に応じて控除額減少
配偶者控除	同左	同左	控除額 一般：380,000円 70歳以上：480,000円 ※収入に応じて控除額減少 控除対象者の所得要件 480,000円以下
配偶者特別控除	同左	同左	控除額：130,000-380,000円 ※収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用なし
扶養控除	同左	控除額 一般（16歳以上）：380,000円 19歳以上23歳未満：630,000円 70歳以上：480,000円 うち同居老親：580,000円 控除対象者の所得要件 380,000円以下	控除額 一般（16歳以上）：380,000円 19歳以上23歳未満：630,000円 70歳以上：480,000円 うち同居老親：580,000円 控除対象者の所得要件 480,000円以下
社会保険料控除	同左	同左	同左
老年者控除	廃止	同左	同左
税率	6段階（5, 10, 20, 23, 33, 40）	同左 ※復興特別所得税を付加	7段階（5, 10, 20, 23, 33, 40, 45） ※復興特別所得税を付加
定率減税等	廃止	同左	同左
利子配当課税	利子課税：分離課税 配当課税：総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり	同左	同左

表2 所得・所得控除比率・所得税負担率の推移

(a) データを2014年に固定した場合

	データ年	2014	2014	2014	2014	2014	
	制度年	1994	1999	2004	2009	2014	2009→2014
全世帯							
総所得:平均(万円)		348.8	348.8	348.8	348.8	348.8	0.0
所得控除比率		72.5%	77.7%	75.5%	74.1%	72.8%	0.3%
所得税負担率(対総所得)		3.8%	3.4%	3.6%	3.3%	3.4%	-0.4%
現役世帯							
総所得(平均)		391.5	391.5	391.5	391.5	391.5	0.0
所得控除比率		64.2%	69.2%	65.7%	66.9%	66.2%	2.0%
所得税負担率(対総所得)		4.5%	3.9%	4.2%	3.5%	3.7%	-0.8%
引退世帯							
総所得(平均)		284.1	284.1	284.1	284.1	284.1	0.0
所得控除比率		85.1%	90.6%	90.2%	84.9%	83.3%	-1.9%
所得税負担率(対総所得)		2.4%	2.3%	2.3%	2.8%	2.8%	0.5%

(b) 所得税制度を2014年に固定した場合

	データ年	1994	1999	2004	2009	2014	
	制度年	2014	2014	2014	2014	2014	2009→2014
全世帯							
総所得:平均(万円)		409.4	397.2	377.1	361.4	348.8	-60.6
所得控除比率		61.4%	64.6%	67.8%	70.2%	72.8%	11.4%
所得税負担率(対総所得)		4.3%	4.3%	3.9%	3.5%	3.4%	-0.9%
現役世帯							
総所得(平均)		425.4	422.4	403.9	393.5	391.5	-33.9
所得控除比率		59.4%	60.9%	63.3%	64.3%	66.2%	6.8%
所得税負担率(対総所得)		4.4%	4.3%	4.0%	3.7%	3.7%	-0.7%
引退世帯							
総所得(平均)		335.9	315.0	306.5	296.2	284.1	-51.8
所得控除比率		70.5%	76.6%	79.6%	82.1%	83.3%	12.7%
所得税負担率(対総所得)		4.1%	3.6%	3.4%	3.0%	2.8%	-1.3%

(出所)『全国消費実態調査』(2009年～2014年調査)より筆者作成

表 3 控除比率変化の要因分解

	制度変更要因		その他控除比率要因		所得分布要因		年齢構成要因	所得控除比率
	65歳未満世帯	65歳以上世帯	65歳未満世帯	65歳以上世帯	65歳未満世帯	65歳以上世帯		
1994年→2014年	-1.48%	0.20%	1.60%	-1.15%	1.01%	3.47%	2.37%	6.02%
1994年→1999年	4.16%	0.61%	-0.09%	0.23%	0.08%	0.26%	0.60%	5.85%
1999年→2004年	-2.99%	-0.17%	0.17%	0.10%	0.76%	1.53%	0.50%	-0.11%
2004年→2009年	0.29%	-3.19%	0.08%	0.20%	0.32%	0.94%	0.54%	-0.81%
2009年→2014年	-1.56%	0.23%	0.29%	0.80%	0.05%	0.78%	0.50%	1.08%

(出所) 『全国消費実態調査』(2009年～2014年調査) より筆者作成

表 4 近年の税制改正の効果（2014年→2020年）

(a) 所得控除比率の変化

	控除比率 2014年 A		控除比率 2020年 B		控除比率 C = B - A	
	65歳未満世帯	65歳以上世帯	65歳未満世帯	65歳以上世帯	65歳未満世帯	65歳以上世帯
等価世帯総所得階層						
I ~184万円	81.5%	94.7%	82.5%	95.0%	1.0%	0.3%
II 184~236万円	75.2%	90.4%	76.0%	90.6%	0.8%	0.2%
III 236~277万円	71.3%	83.1%	72.1%	83.5%	0.8%	0.4%
IV 277~317万円	67.1%	77.2%	67.7%	77.9%	0.6%	0.7%
V 317~359万円	64.3%	72.1%	65.0%	72.9%	0.7%	0.8%
VI 359~409万円	60.9%	67.4%	61.5%	68.2%	0.7%	0.7%
VII 409~469万円	58.1%	63.3%	58.6%	63.8%	0.5%	0.5%
VIII 469~551万円	55.1%	59.9%	55.4%	59.9%	0.2%	0.1%
IX 551~688万円	51.3%	53.2%	51.3%	53.2%	0.0%	0.1%
X 688万円~	42.2%	36.0%	41.7%	35.6%	-0.5%	-0.4%
平均	66.2%	83.3%	67.3%	83.8%	1.1%	0.5%
全世帯平均	70.3%		71.0%		0.7%	

(b) 所得控除額の変化

(単位: 万円)

	控除比率 2014年 A		控除比率 2020年 B		控除比率 C = B - A	
	65歳未満世帯	65歳以上世帯	65歳未満世帯	65歳以上世帯	65歳未満世帯	65歳以上世帯
平均控除額内訳						
基礎控除	36.7	34.8	47.4	45.8	10.6	11.0
配偶者控除 (含む配偶者特別控除)	12.6	16.2	13.8	17.1	1.2	0.9
扶養控除	11.7	8.9	12.1	9.4	0.4	0.5
社会保険料控除	47.6	24.1	47.6	24.1	0.0	0.0
給与所得控除	106.5	27.3	97.2	24.3	-9.3	-3.0
公的年金等控除	15.9	115.8	14.6	108.7	-1.2	-7.0
合計	230.9	227.0	232.7	229.5	1.7	2.5

(出所) 『全国消費実態調査』(2014年調査) より筆者作成